



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年1月28日火曜日 第579号

### ◇ 目 次 ◇

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....(税務課).....47  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....(経営支援課).....47  
 大規模小売店舗の廃止の届出.....( " ).....48  
 愛媛県税証紙売りさばき人の指定の取消し.....(会計課).....48  
 指定居宅サービス事業の廃止.....(南予地方局地域福祉課).....48  
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....( " ).....49

### 公 告

令和7年度及び令和8年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....(森林整備課).....49

### 監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....(監査事務局).....52

### 告 示

#### ○愛媛県告示第53号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、令和7年1月16日次のとおり愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和7年1月28日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
31	愛媛県猟友会 宇和島支部 支部長 松下 由広	1 代表者氏名 松下 由広	1 代表者氏名 白滝 文雄

#### ○愛媛県告示第54号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和7年1月28日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
ガリバー松山店	松山市衣山一丁目17番地 外	大規模小売店舗の名称	リベラーラ松山	ガリバー松山店	令和7年1月1日	令和7年1月17日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年1月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
m a c 大洲北只店	大洲市北只170 - 1	大規模小売店舗の名称	(仮称)m a c 大洲北只店	m a c 大洲北只店	令和7年 1月20日	令和7年 1月20日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社大屋	株式会社大屋 ほか1者		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

令和7年1月28日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
マルナカ三島店	四国中央市寒川町字神ノ木35番地5	令和6年12月26日
マルナカ神拝店	西条市神拝西房甲175番地2	令和6年11月15日

○愛媛県告示第57号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和7年1月28日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第49号	松山市祇園町6番4号	指定金融機関 伊予銀行立花支店	松山市祇園町6番4号	令和7年1月31日
今第26号	今治市桜井2丁目5番41号	指定金融機関 伊予銀行桜井支店	今治市桜井2丁目5番41号	令和7年1月31日

○愛媛県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和7年1月28日

愛媛県南予地方局長 阿部恭司

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社別当	有限会社別当ヘルパーこでまり	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	令和6年12月31日	訪問介護
株式会社介護センター・スマイル	介護センター・スマイル	愛媛県宇和島市長堀三丁目10番地17-3号	令和6年12月31日	訪問介護

### ○愛媛県告示第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年1月28日

愛媛県南予地方局長 阿 部 恭 司

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810300040	有限会社 別当	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	秋 本 良 次	居宅介護	有限会社別当ヘルパーこでまり	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	令和6年12月31日
3810300040	有限会社 別当	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	秋 本 良 次	重度訪問介護	有限会社別当ヘルパーこでまり	愛媛県宇和島市別当五丁目3番2号	令和6年12月31日

## 公 告

### ○公 告

令和7年度及び令和8年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

令和7年1月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
  - 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者
- 資格
  - 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
  - (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。
- 申請の時期  
令和7年2月3日（月）から3月4日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。  
なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。
- 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知

- 請求先  
愛媛県農林水産部森林局森林整備課  
〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 - 2600
  - 提出先及び提出方法  
別表の提出先に持参して提出するものとする。
  - 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。
- 5 資格の効力  
資格は、令和7年度及び令和8年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。
- 6 令和9年度及び令和10年度の資格審査  
令和9年度及び令和10年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、令和8年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 7 問合せ先  
愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係  
〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 - 2600

## 別表（4関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県東予地方局農林水産振興部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	今治市、新居浜市、西条市、 四国中央市及び越智郡
愛媛県中予地方局農林水産振興部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8767	松山市、伊予市、東温市及び 伊予郡
愛媛県中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万190番地の1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、西予市及び西宇和 郡
愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 4131	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局農林水産振興部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇 和郡

別記様式(4関係) 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  
で

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年1月28日

愛媛県監査委員 高 田 健 司  
 同 松 下 行 吉  
 同 大 石 豪  
 同 高 石 淳

選定した特定の事件	県有施設（一般建築物）の管理について	
監査の結果に関する報告提出年月日	令和6年3月26日	
監 査 対 象 機 関	保健福祉部生きがい推進局子育て支援課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
法定の定期点検の実施について（愛媛県総合保健福祉センター） 県は、体育館等の法定の要件を満たす建築物について、用途廃止等で全く使用する可能性がない場合を除き、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める点検を実施すべきです。	体育館及び倉庫（旧看護宿舍）の法定点検を定期的実施することとした。 また、法定点検を確実にを行うため、法令の定めを再確認のうえ、本施設に必要な点検を整理し、センター内で共有することにより、再発防止に努める。	
監 査 対 象 機 関	農林水産部森林局森林整備課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
法定の定期点検の実施について（えひめ森林公園（森林学習展示館他）） 県は、森林学習展示館について、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める点検を実施する必要があります。	森林学習展示館の法定点検を定期的実施することとした。 また、法定点検を確実にを行うため、法令の定めを再確認のうえ、本施設に必要な点検を整理し、引継を行うことにより、再発防止に努める。	
監 査 対 象 機 関	経済労働部産業支援局経営支援課	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
「指定管理者更新に係る検証シート」及び「令和4年度指定管理者運営委員会検証シート」における施設の年間利用者数情報の誤りについて（テクノプラザ愛媛） 県は、正確な数値情報の公開のために、情報の正確性のチェック体制を見直す必要があります。	「指定管理者更新に係る検証シート」及び「令和4年度指定管理者運営委員会検証シート」の年間利用者数を正確な数値に修正した。 公開情報について情報の正確性が最重要であるにもかかわらず、チェック体制が不十分であったことから、情報公開にあたっては根拠資料との突合を複数人で確実にを行うなど、基本的なチェック体制を改めて徹底し、再発防止に努める。	